

アスベスト問題の対応方で「支援機構」が回答

日 時 2005 年 7 月 27 日 (水) 13 : 30 ~

場 所 鉄道建設・運輸整備支援機構 9 階会議室

参加者 国労側
久保業務部長
本間中央執行委員

機構側
轟総括課長補佐 管理部職員課
村田課長補佐 同 上

交 渉 経 過

国労：昨今、石綿被害についてマスコミ等でも深刻な被害が報道されている。国鉄時代にアスベストに曝露し、すでに 7 名の方が労災認定され、そのうち 6 名が「中皮腫」亡くなっている。いま、全国各地の工場で働いていた方から相次いで組合に相談がきているところである。本年 7 月 15 日に厚生労働省が「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について（基発第 0715001 号）を発し、各関係監督官庁も取組みを強めている。機構側にもあらためて緊急対策を求めたい。

機構：国労側の要請主旨は理解している。清算事業本部が引き継いだ資産・土地については、上物の基盤整備はほとんど終了している。一部梅田・吹田について残っているが、これも基盤整備事業がまとまり次第撤去したい。建物以外で車両解体など昭和 62 年から 63 年にかけて終了している。なお、解体などの直接担当者は請負業者であり、解体時は規則に基づき散水・環境濃度の測定など行っており、職員の曝露はないと考えている。要請にある JR 各社に対しての聞き取り調査については、分割民営化時に全ての資産資料などは JR 会社に移管されており、機構側にはない。アスベスト含有建築物などの現状については JR 会社に聞いて欲しい。

国労：発注元の管理責任についてであるが、下請け、孫請け会社のなかには既に存在しない会社もある。そこで働いていた労働者をどうやって救済するのか、機構側は元請けとしての責任を果たす必要がある。

機構：発注元の管理責任はともかく、労災申請上の事業者責任は、例えば、下請け事業者であればその下請け事業者が雇用上の責任者となり、労災規則上の救済相手となる。

国労：健康診断等の手続きと取扱いについての対応方について。

機構：健康診断を受け有所見となれば、労働者が所轄労基署に自主申告し、健康手帳を発行し、年 2 回の健康診断を無料で受診できるようになる。国鉄時代、JR 時代、さらに再就職時代とアスベスト作業の事実が確認できれば、国鉄時代の曝露については機構で履歴証明を発行し、業務災害の適用となる。JR 時代に 1 年以上アスベスト作業の事実が確認できれば、JR が履歴証明を発行し、労働災害の適用となる。JR 退職後にやはり再就職先で 1 年以上アスベスト作業の事実を確認できれば、再就職先事業者の履歴証明で労災適用となる。

機構：健康手帳については、健康診断の結果有所見となった場合、労基署が発行するものである。また、機構として従事した人を特定することは困難である。当時の資料はすべて JR 各社が承継している。国鉄時代工場だけでも最大 22 工場があった。その他機関区もある。機構としてこの問題をどうやって周知徹底させるか検討しているが、たとえば、「アスベストにかかった人はこういう職場にいた人です」といった形で、ホームページに載せるとか、OB 新聞に載せるとかの方法があるが検討中である。

国労：基発 0715001 号から 0715005 号まで出されているが、「事業者が周知する」となっている。たとえば、ある地区の機構の支社がないところではどうするか。組合側が工場の名簿を提出したら、それを元に周知徹底させることが可能かどうか、そのことを含めて検討されたい。

機構：この場では即答できないが、検討させて欲しい。

国労：機構としての相談窓口はどこになるのか。

機構：全国 3 カ所に窓口を開設している。本件に関しては以下の窓口相談をして欲しい。

〒105-8434

東京都港区西新橋 2 丁目 8 番 6 号住友不動産日々谷ビル

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国鉄清算事業本部 管理部職員課

電話 03 - 3506 - 2327

実務処理について

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 - 10 - 16

シーノ大宮ノースウイング

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国鉄清算事業本部 東日本支社総務課

電話 048 - 650-9537

(以上は福井、岐阜、愛知、三重各県以東エリアに住んでいる方)

〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島 5 - 4 - 20

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国鉄清算事業本部 西日本支社総務課

電話 06 - 6304 - 3076

(以上は京都、滋賀、奈良、和歌山各県以西エリアに住んでいる方)

国労：現在までに労災認定された方の情報を開示されたい。

機構：	地 方	職 場	人数	認 定 日
	大 阪	向日町運転所	1 名	04 年 3 月
	大 阪	鷹取工場	1 名	05 年 4 月
	北海道	苗穂工場	1 名	05 年 1 月
	東 京	大船工場	2 名	05 年 1 月と 7 月
	東 京	品川電車区	1 名	04 年 6 月

以上、機構として業務災害として取り扱ったものである。その他、JR 東日本会社として長野総合車両所で 41 歳の方が労災認定されている。これらのうち、既に 6 名が亡くなっている。また、現在、労災認定で 8 名位問い合わせが来ている。

国労：具体的手続きについて確認したい。

機構：体調がおかしい 健康診断 有所見 労基署 健康手帳発行 毎年 2 回の無料健康診断 医者から中皮腫等の診断 労基署から労災認定（国鉄時代の曝露は機構へ申請 業務災害の認定）となる。

国労：業務災害規則を提示されたい。

機構：「別紙」の通りとなっている。

国労：各 JR 会社は独自に調査を行っているようだが、特に貨物会社は機関車・貨車・コンテナ・建物などいたるところでアスベストを使用しており、日常的に車両所などではその作業に従事している。国鉄時代も含めてこれから明らかになる実態について全て情報を開示されたい。問題が発生した場合、その都度、機構側に要請したい。

機構：了解しました。

以 上